

『良い政治は正しい選挙から』この下関で選管の投開票、山口県の投開票は大変矛盾がありまして、不正の塊でございまして。ただ個人的に物を申しても感情の様ですから、前回、異議申し立てをさせて頂いて、これで2度目なんです。異議申し立ては、以前は、ポスターの掲示場が、高さ3m、5m、6mにされていまして。下関は。それで県税が使われますし、有権者の方もポスター掲示場に近づかれませんから、改善が必要だということを異議申し立てしました。高裁で争いましてね。今、ポスター掲示場が低くなって、きちっとしているのは、私の仕事の実ってるといふこととございまして。

只今下関は、先ほど選管の委員長様と事務局長様に質疑させて頂いたんですが、候補者別得票概数票なるものを発表しています。速報が理由でございまして。で告示の前に候補者が署名捺印して出してくれと、それは日本国憲法違反、選挙法違反だから出せません。と私抗議をお願いしているんですけども、候補者が反対しても、やはりそれを実行されている。そこで前回の選挙の直後にですね。異議申し立てをさせて頂いて、広島高等裁判所で裁判をして、それから最高裁判所に上告させて頂きまして最高裁第3小法廷で裁判されました。それで只今も、今度はそのようなことがなされないでほしいと選挙立会人が公正に選挙の開票の監視ができるように、有権者のためにお勤めができるようにしてほしいと訴えました。

皆さんご承知おきないと思いますけども、六連から来る投票箱、それから、下関の昔は不在者投票で、今は期日前投票でございましてね。この投票箱の管理が、有権者、マスコミの方、知られていません。立会人が承知しています。私候補として18度選挙立会人を出していますから、私に真実があります。選挙立会人が、その期日前投票とその不在者投票について確認させて頂きたいと開票に、どの投票箱が、どの地域でどうだということを開票会場で確認が要ります。と、これが公正な開票ですと申し上げますと下関の選管と山口県の選挙管理委員会はですね。『それは信じてもらう以外にない』と、これが4年前の私との話し合いです。

それから選挙事務局長さんと選挙長さんと私で1時間ほど3人で話し合いました。この市役所で。『なぜ選挙立会人が開票場所に下関は、立会えないのですか』『なぜ選挙立会人が開票場所から20m、40m離れて着席なのですか』『なぜ投票箱を開いて、空の投票箱しか見られないのですか』『空箱を見るよりか、開く前の票を確認するのが立会人の責任でございまして』『確認させて下さい』とお願いするんですけど、選挙長と事務局長様は、『開票の秘密を守るために、立会人を開票場所に近づけさせないんだ』と、これが4年前の証言で記録もございまして。それを最高裁に書面化しまして、上告を受理して頂いております。争いごとを述べようとしているではありません。真実を前に進めなければなりません。

有権者の投票が恣意的にいらわれていますので、そこをしっかりとしないといけません。